

<記入例>

所有者 蔵王 一郎  
 耕作者 刈田 大介 } の場合

蔵王

↑  
指印

新規・再設定

農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定申出書

下記の農地について利用権の設定をしたいので申し出ます。

こちらかを囲む

令和 年 月 日

蔵王町農業委員会会長 殿

申出人 (貸人)

← 所有者

住 所 蔵王町大字円田字西浦北10

氏 名 蔵王 一郎

蔵王

生年月日 昭和・平成・令和 10年10月10日

職 業 農業兼会社員

電話番号 0224-33-3003

利用権を設定しようとする土地の所在、地番、利用状況等

蔵王町		地番	現況 地目	面積 m <sup>2</sup>	利用 状況	所有者氏名 (貸人)	耕作者氏名 (借人)
所 大字	在 小字						
「別紙明細」のとおり							
利用権を設定しようとする希望条件 1) 設定期間 3年・6年・10年・その他( 年) 2) 賃借料 全面積で1万円(年)、年末現金払 3) その他							

選んで囲む

当事者間で  
 協議して  
 記入して  
 下さい。

(その他の例)・10a当り玄米60kg, 収穫後物系納  
 ・なし など

(別紙明細)

蔵王 刈田 捺印

蔵王町		所在		地番	地目		面積㎡ ※登記簿による	利用 状況	所有者氏名 (貸人)	耕作者氏名 (借人)
番号	大字	小字	現況		登記簿					
1	小村崎	宮下	999-1	田	田	1,000	水田	蔵王一郎	刈田大介	
2	"	"	999-2	"	"	"	"	"	"	
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
合計	計 2 筆 登記簿上 2,000 ㎡									

※ ほ場整備に伴う一時利用地がある場合は、従前地（登記簿による）を記載し、その下に対応する一時利用地を記載してください。

蔵王

刈田



前ページ  
と割印

前ハローシート  
剽印

蔵王 剽印

刈田 剽印

蔵王 剽印

刈田 剽印

指印

農用地利用集積計画書（利用権設定）

1. 各筆明細

整理番号		市町村名		蔵王町		令和		年月日		日								
利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称)		(同意印)		(住所)		蔵王町大字小村崎字後原999										
利用権の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称)		(同意印)		(住所)		蔵王町大字田田字西浦北10										
利用権を設定する土地 (C)		利用権の設定内容 (D)																
所在	大字	小字	地番	地目	面積㎡	※登記簿による	利用権の種類	内容(例)水田、普通田、耕作地等	始期	存続期間(終期)	借賃(年)	借賃の支払方法	利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)			備考		
													住所	氏名又は名称	権原の種類 (同意印)			
							賃借権	水田			全額で年未現金払 1万円 (年)	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類			
<p>申出書に添付の「別紙明細」のとおり</p>													<p>利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)</p>					
<p>この計画に同意する。利用権の設定を受ける者</p>													<p>無償で借りる場合は「使用貸借」と記入。</p>					
<p>利用権を設定する者</p>													<p>蔵王町大字小村崎字後原999</p>			氏名	刈田 大介	剽印
<p>利用権を設定する者</p>													<p>蔵王町大字田田字西浦北10</p>			氏名	蔵王 一郎	剽印
<p>利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者</p>																氏名		印

前ハローネット  
剝印

剝印

刈田

刈田

剝印

### 農用地利用集積計画(利用権設定)

#### 2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各条明細に定めるもののほか次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予  
利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、1の各条明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡  
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担  
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議することにより負担する。

(6) 目的物の返還  
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から\_\_\_\_日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合限り、甲の請求に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないうときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止  
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(8) 利用権取得者の責務  
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他  
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

【農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者(農作業に常時従事すると認められない者)に対する貸借又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加】

(10) 契約の解除 甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には貸借借約を解除するものとする。

(11) 貸借が終了した場合の原状回復 貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から\_\_\_\_日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(12) 違約金の支払い 甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させたこととなつた場合には、乙は、甲に対して借料の\_\_\_\_年分に相当する金額を違約金として支払う。

(13) 利用状況の報告 乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、甲に提出する(乙が法人の場合は定款の写しもあわせて) 同市町村の長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養蚕の事業がその農用地の農業者との役割分担の状況

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養蚕の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

#### 3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数	日
	刈田 大介	男	40	180	

利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養蚕の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
	2,000	水稲 果樹 肉用牛	トラクター 耕うん機 田植機 コンバイン
農地	農地	種類	数量
採草放牧地	採草放牧地	2頭	2
その他			1

利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の状況 (D)	世帯員(構成員)		農業従事者(括弧内はそのうち15歳以上60歳未満者の数)		雇用労働力(年間延日数)
	男 3人	女 2人	農業専従者 (2人)	主として農業に従事する者 (2人)	農業者の役員 (2人)
利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農業従事者(括弧内はそのうち15歳以上60歳未満者の数)		農業補助者 (2人)	主として農業に従事する者 (2人)	農業者の役員 (2人)	雇用労働力(年間延日数)
		農業補助者 (2人)	主として農業に従事する者 (2人)	農業者の役員 (2人)	雇用労働力(年間延日数)

原則 150日以上

(耕作者が記入)

空欄の所でOKです